

◎新潟県選挙管理委員会告示第13号

令和元年7月21日執行の参議院比例代表選出議員選挙における投票用紙（点字投票用紙を除く。）を次の様式により調製し、白色の用紙とし、投票用紙、仮投票用封筒及び不在者投票用外封筒は赤色のインクで印刷するものとし、かつ、これらに押すべき新潟県選挙管理委員会の印は、赤色のインクで刷り込むものと定めた。

令和元年7月4日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

<p>候補者氏名又は 政党その他の政治 団体の名称若 しくは略称</p>	<p> <b>第二十五回 参議院 比例代表選出議員選挙投票</b></p> <p><b>注意</b></p> <p>一 候補者の氏名を、欄内に一人書くこと。 二 候補者の氏名に代えて政党その他の政治団体の名称又は略称を、欄内に一つ書くこともできること。</p> <p></p>
--	--